

参 考 資 料

第 9 0 4 回定例会（令和 6 年 5 月）

- 議案第 2 号
青森県立図書館協議会委員の人事について P 1 ~ P 3
- 議案第 3 号
青森県スポーツ推進審議会委員の人事について P 4 ~ P 5

青森県立図書館協議会委員候補者名簿(案)

区	現 委 員 (R4. 5. 13~R6. 5. 12)						新再 の別	新 委 員 候 補 (R6. 5. 13~R8. 5. 12)					
	分	所 属	職 名	氏 名	性 別	地 域		任 期 等	所 属	職 名	氏 名	性 別	地 域
学 校 教 育 関 係 者 (2名)	黒石市立 黒石東小学校 五所川原高等学 校	校 長	大 里 公 子	女	中 南	2 期	校 長	安 田 奈 津 子	女	中 南	新	中 南	
		教 諭	竹 浪 廣 美	女	西 北	2 期	教 諭	竹 浪 廣 美	女	西 北			
社 会 教 育 関 係 者 (4名)	(一社)八戸市 読書団体連合会 五所川原市教育 委員会図書館 公募	理 事	松 井 京 子	女	三 八	2 期	会 員	今 井 邦 子	女	中 南	新	中 南	
		次 長	須 藤 紀 子	女	西 北	3 期	次 長	須 藤 紀 子	女	西 北			
		公 募	伊 藤 友 子	女	下 北	1 期	公 募	伊 藤 友 子	女	下 北	再	下 北	
		公 募	佐 藤 宰	男	東 青	2 期	公 募	小 泉 敦	男	三 八			
家 庭 教 育 の 向 上 に 資 す る 活 動 を 行 う 者 (1名)	おいらせ町家庭教 育支援チーム・し るくはあと	代 表	浜 田 祐 子	女	上 北	1 期	代 表	浜 田 祐 子	女	上 北	再	上 北	
		文 化 出 版 部 長	秋 元 宏 宣	男	東 青	1 期	生 活 文 化 部 長	秋 元 宏 宣	男	東 青			
		教 育 委 員 会	澤 田 尚	男	三 八	1 期	教 育 委 員 会	澤 田 尚	男	三 八			
学 識 経 験 者 (3名)	(報道) (教育) (大学)	講 師	本 間 維	男	東 青	1 期	講 師	本 間 維	男	東 青	再	東 青	
		講 師	本 間 維	男	東 青	1 期	講 師	本 間 維	男	東 青			
		講 師	本 間 維	男	東 青	1 期	講 師	本 間 維	男	東 青			

参 考 資 料
職 制 第 2 冊 関 係

図 書 館 法 (抜 粋)

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県スポーツ推進審議会委員 人事（案）

現委員（任期：令和5年11月13日～令和7年11月12日）		新委員（任期：令和6年5月9日～令和7年11月12日まで）				
No.	氏 名	所属先での役職等	備考	氏 名	所属先での役職等	選考分野
1	岡 一 仁	青森県高等学校体育連盟会長 (県立青森西高校校長)				
2	小山内 睦子	南地方小学校教育研究会体育部会副会長 (平川市立平賀東小学校校長)				
3	工藤 裕司	青森市町村教育委員会連絡協議会 教育長会長(青森市教育委員会教育長)				
4	今 和香子	柴田学園大学短期大学部特任准教授 (青森県スポーツ推進委員協議会女性委員)				
5	澤田 孝頼	青森県中学校体育連盟会長 (青森市立古川中学校校長)		→	新任	青森県中学校体育連盟会長 (外ヶ浜町立蟹田中学校校長)
6	鹿内 葵	NPO法人スポーツネット弘前理事長				
7	杉本 和那美	弘前大学教育学部准教授				
8	津田 英一	青森県スポーツドクターの会長				
9	中嶋 亜弥	あおもりアスリートネットワークメンバー				
10	迫 祐子	青森県空手道連盟強化委員会委員				
11	花田 慎	青森明の星短期大学学長				
12	東山 国男	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会会長				
13	法官 新一	学校法人光星学院理事長				
14	増田 あけみ	青森県女子体育連盟会長				
15	目澤 伸一	青森県スポーツ推進委員協議会会長				
16	六角 正人	青森観光コンベンション協会専務理事				
17	千葉 さおり	弘前医療福祉大学保健学部講師				

○青森県スポーツ推進審議会条例

平成二十三年十月十七日
青森県条例第四十四号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、青森県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第十条第一項の地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び同法第三十五条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付について意見を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十八人以内をもって組織し、その委員は、スポーツに関する学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森県スポーツ振興審議会条例の廃止)

- 2 青森県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月青森県条例第十四号)は、廃止する。(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。
 - 一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第七十九号及び別表第二
 - 二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第七十九号及び別表第三